

令和 3 年度

事業報告書

公益財団法人 北九州生活科学センター

北九州市戸畑区中原新町 1 番 4 号

令和3年度事業報告書

◇事業概況◇

当センターでは、経営の安定化等を目的に、令和3年度に新たに第3期中期経営計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、センターの取り組むべき方向性を明確にし、職員と一丸となって取り組めるよう周知を図ってきたところである。

令和3年度においては、前年度に引き続き社会が求める新型コロナPCR検査に取り組むとともに中国、韓国からの輸入食品の命令検査への対応など、センター全体で活動を展開した結果、過去最高の増収となった。主な取り組みは以下のとおり。

1 収入増と経費削減の取り組み

- ・ 新型コロナウイルスPCR検査の需要に対応するため、医療機関との調整や検体回収業務に対応する部署として新たに新型コロナPCR検査サポート室を設置した。
- ・ 新たに北九州市の地下水調査、飯塚市の排水検査などを受託した。
- ・ 中期計画活動の一環として、経費削減に取り組み、人件費、機器の保守点検、備品購入等の見直しを実施した。

2 新たな時代に向けた取り組み

- ・ 食品衛生法の改正に基づく食品衛生責任者実務講習会を県から受託した。
- ・ 水道事業体を支援する業務として飯塚市水質検査支援業務や香春町の水安全計画策定業務を受託した。

3 IT化の推進による業務の効率化・迅速化

試薬を管理するシステムの改修を行い、危険物の在庫管理及び、在庫数に応じた発注伝票の自動起票機能を追加した。これにより試薬の在庫数量の適正化と、発注担当者の業務削減を実現した。

4 公益活動

- ・ 食品事業者及び関係者等を対象とし、HACCPの普及を目的とした無料のセミナーへ、職員を講師として派遣した。（WEBセミナーを含んで全7回）
- ・ 地域の方々、空港関係者、行政機関の職員を対象とした、新型コロナウイルス感染症についての講習会へ、職員を講師として派遣した。（全3回）

第1 運営報告

1 公益法人活動の推進

当センターの基本理念を実現するため、本年度は評議員会を2回開催し、理事会において承認された内容の報告等のほか、法人運営に関する重要事項の協議が行われた。

また、常務理事会を48回、理事会を5回開催し、当センターの業務執行に関する事項が協議され、公益法人として適切な管理運営に努めた。

(1) 評議員会

回	開催日	議案及び議決事項
1	6. 25 (議決の省略)	<ul style="list-style-type: none">○ 議案1 令和2年度決算及び監査報告について (議決)2 辞任に伴う次期役員 (理事) の選任について (議決)3 辞任に伴う次期役員 (監事) の選任について (議決)○ 報告事項1 令和2年度事業報告について2 第3期中期経営計画の概要について
2	3. 23	<ul style="list-style-type: none">◇理事会報告 (令和3年度第2回、第3回、第4回及び第5回)○ 報告事項1 令和4年度事業計画について2 令和4年度収支予算について

(2) 理事会

1	6. 7 (議決の省略)	<ul style="list-style-type: none">○ 議案1 令和2年度事業報告について (議決)2 令和2年度決算及び監査報告について (議決)3 辞任に伴う次期役員候補者 (理事) 候補者の決定について (議決)4 辞任に伴う次期役員候補者 (監事) 候補者の決定について (議決)5 評議員会の開催等について (議決)○ 報告事項第3期中期経営計画の概要について
2	6. 25 (議決の省略)	<ul style="list-style-type: none">○ 議案1 理事長 (代表理事) 及び常務理事 (業務執行理事) の互選について (議決)2 常務理事の職務担当及び理事長の職務代行者の決定について (議決)3 評議員選定委員会委員の選任について
3	9. 29 (議決の省略)	<ul style="list-style-type: none">○ 議案1 辞任に伴う次期評議員候補者の決定について (議決)2 規程の一部改正について (議決)
4	12. 2	<ul style="list-style-type: none">○ 報告事項令和3年度上半期の主な事業報告について

5	3. 8	<p>○ 議案</p> <p>1 令和4年度事業計画(案)について(議決)</p> <p>2 令和4年度収支予算(案)について(議決)</p> <p>3 令和4年度資金調達及び設備投資の見込み(案)について(議決)</p> <p>4 規程の改正について(議決)</p> <p>5 第2回評議員会の開催等について(議決)</p>
---	------	---

2 第3期中期経営計画の立案と活動開始

(1) 第3期中期経営計画の策定

第2期中期経営計画の評価とセンターの重要課題の整理を行い、第3期中期経営計画として赤字体質からの脱却、生産性向上、品質信頼性向上、人材育成、業務上のリスク予防の5つの基本目標と収支改善計画を策定した。

(2) 令和3年度(1年目)の活動

効果的な活動に向け、渉外部門と検査部門などが一体となり中期視点での活動を行うように事業ごとにユニット体制を設定し、中期計画と令和3年度活動計画を作成した。また、重要指標管理(KPI管理)も取り入れ、1年目は業務効率化、コストダウン、品質改善、事故予防の視点でKPIを設定し活動を管理した。

(3) 5つの基本目標に対する活動概要

① 赤字体質からの脱却

令和3年度はコロナPCR検査増加に対し連携体制で対応した事などにより最高益となったが中期的に収益を改善するための計画的な活動は不足している。

② 生産性向上

業務工数の削減と購買費用の削減に向け各部署で活動し、計約1300万円相当を改善した。

③ 品質信頼性向上

検査業務不適合や内部監査での指摘に対し、原因分析と是正を確実に実施する活動を推進した。

内部監査の質を向上するため、管理者等を対象に内部監査員の研修を開催し、内部監査員を増員させ監査を実施した。

④ 人材育成、正副担当の配置

各検査部門で教育訓練を行い、検査スキルの拡大とそれによる応援体制の向上を図った。

⑤ 業務上のリスク予防

危険物保有・取扱い要領の制定、毒劇物取扱い要領の改訂、防災・事故予防マニュアルの改訂と周知を行った。

3 人材育成(能力開発)

検査機関として、活動の源である人材の確保及びその能力の育成・開発は重要な課題であると認識し、次のことに積極的に取り組んだ。

(1) OJT等による研修について

人材育成はOJTを基本とし、各部門において、「教育訓練規程」(ISO/IEC17025)に基づき、スキルマップを作成の上、OJT研修を実施した。

(2) 部門別の人材育成について

総務部、生活科学部、水質環境部、福岡事業所に対して内部・外部研修会等（Web研修を含む。）に46件、延べ282人の職員を参加させ、技術の研鑽、自己啓発、意欲の向上に努めた。

詳細については、別添「研修記録（令和3年度）」のとおり。

(3) 業務改善提案と表彰制度について

日常の業務に関連して、職員から「業務改善提案」を募ったところ、延べ7名、5グループから提案がなされ、その中から事業化の可能性の高い提案については、具体化に向けて取組みを進めることとした。

このような取組みを通して、経費の節減や個々人の能力開発に有効な手段を講じていくこととした。

(4) その他

① 品質・経営会議

毎月1回、常務理事及び役職職員が参加し、センターの重要事項の決定若しくは確認等を行い、センターの円滑な運営に資した。

本所と福岡事業所をテレビ会議で接続して実施するとともに、事前の電子回覧により資料のペーパーレス化を実施している。

② 収益性向上会議

毎月1回、渉外課、福岡事業所、総務課と常務理事による会議を開催し、組織体制や情報共有、収入増に取り組んでいる。

③ 安全衛生委員会

各課及び福岡事業所から委員を選出し、毎月第3火曜日に委員会を開催し、巡回活動等を行った。

その結果、改善された主なものは次のとおり。

- ・ 車両事故、業務上災害発生時の報告と対策プロセスの見直し、徹底
- ・ 梯子、脚立からの転落事故防止に向けた注意事項の連絡
- ・ 検査機器等から排出される廃液瓶に蓋をすることによる作業環境の改善
- ・ 熱中症及び防寒対策（夏：麦茶と急速冷却パックと塩分タブレット、冬：ホッカイロ）
- ・ 防災訓練時に役割を決め災害時の動作確認
- ・ 危険物である薬品の保管基準、取扱いの見直し及び定期点検の開始
- ・ 検査に使用する高圧ガスの気密試験の実施

④ 新型コロナウイルス対策

職員に対し、通勤手段の変更、時差出勤を認めるなどの措置をとるとともに、センター内を随時消毒し、出入り口等に非接触型の検温器及び消毒薬を置き職員に手指の消毒を促すなど対策を行った。また、新型コロナウイルス対策マニュアルを随時見直し職員への周知を図った。

4 情報発信

地域への情報提供を通じての社会貢献のため、ホームページの「インフォメーション」と「情報広場」を随時更新して積極的に情報提供した。

(1) インフォメーション

- 6月10日：特殊健康診断【血液中ダイオキシン類および血液中PCB分析】のご案内
- 7月30日：北九州市環境首都検定について
- 11月22日：FOOD STYLE Kyushu2021 ブース出展について
- 11月29日：「ナッセ北九州 2021年12月号」にセンターの記事が掲載されました
- 1月7日：福岡県計量協会主催の「はかる動画」募集で、当センターの動画が最優秀賞に選考されました
- 3月1日：ノロウイルスや新型コロナウイルス対策研修会（感染症予防を目的とした手洗い実習等もあり）のご案内について

(2) 情報広場

- 4月30日：小規模製造施設でのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理
- 6月30日：調理施設での衛生害虫の発生防止とその駆除
- 8月30日：食品中異物について
- 10月29日：ノロウイルス食中毒にご注意
- 12月27日：期限表示の設定と日持ち検査について
- 2月28日：調理場の衛生管理

(3) パンフレット等の作成、配布

センター業務案内パンフレットを刷新し、顧客全般に配布した。また、生活衛生、環境保全に関する知識普及に資するため、関連するパンフレットを保健所、学校、食品取扱企業等に配布した。

○ 配布図書等名

「水そして飲料水」、「食中毒予防早見表」、「家庭用井戸水検査のすすめ」、「食品表示に伴う栄養成分分析のご案内」、「食品中の異物を迅速に特定」、衛生害虫に係る冊子「生活害虫のお悩みありませんか?」、「特殊健康診断【血液中ダイオキシン類および血液中PCB分析】」のご案内

(4) その他の普及活動

食品衛生管理に関する情報の提供

公衆衛生向上の取組の一環として、公益社団法人福岡市食品衛生協会の食品衛生思想の普及啓発に協力し、月1回食品衛生事業者を対象に一斉ファックスサービスによる食品衛生管理に関する最新情報の提供に努めた。

5 地域への取組み

企業等を対象に講演会の開催や研修会等を実施した。

(1) 講習会等の実施について

講習会等は、講師を派遣する等の方法により行った。

① 福岡研修所における研修

新型コロナ対策のため実施せず。

② 講師派遣等による研修

企業等が行う研修に、センターの職員等を講師として派遣した。

③ 食品衛生責任者実務講習会

福岡県から委託を受け、県内13か所で開催した。

詳細については、別添「研修記録（令和3年度）」のとおり。

(2) インターンシップ

新型コロナウイルス感染拡大のため実績なし。

(3) 国際技術研修

新型コロナウイルス感染拡大のため実績なし。

6 その他

衛生害虫相談事業

衛生害虫相談事業を北九州市から受託し、嘱託相談員2名と当センター職員1名の3名体制で業務を行っている。

令和3年度の相談件数は1053件で、現地調査は79件であった。

第2 検査・分析事業報告

1 食品衛生検査

(1) 総括

厚生労働大臣登録検査機関として国内の一般食品や、中国・韓国産を中心とした輸入食品の衛生検査を実施した。輸入食品の検査は増加したが、一般食品検査は減少し、食品検査全体では、検査件数及び検査収入は、ともに前年度とほぼ変わらなかった。

(2) 個別内容

① 輸入食品命令検査（食品衛生法第26条）

輸入食品全体の検査件数及び検査収入は、前年度に比較してともに増加した。これは、主に中国産あさり等の二枚貝の検査件数が前年度に比較して、約17%増加したため、全体として検査収入は約7%の増加であった。

② 輸入食品自主検査（指導検査）

検査件数・検査収入とも前年度に比較して減少した。

③ 一般食品検査

栄養成分分析の件数が約30%減少したことなどにより、前年度に比較して検査件数・検査収入ともに減少した。

2 衛生検査所

(1) 総括

臨床検査技師等に関する法律に規定する衛生検査所としての、微生物学的検査と生化学的検査を実施した。

(2) 個別内容

① 検便検査（微生物学的検査）

前年度と比較して、検査件数は約2%、検査収入は約12%増加した。

② 血中PCB・PCQ、ダイオキシン類（生化学的検査）

全国カネミ油症治療研究班（班長九州大学）へ協力するため、研究班会議に1回、及び分析班会議に2回出席し、血中PCB・PCQ、ダイオキシンの検査を通じて、カネミ油症患者の治療支援等に協力している。

③ 新型コロナウイルスPCR検査

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、増大するPCR検査の需要に応えるため、PCR検査研修会の実施や新型コロナPCR検査サポート室の設置により検査体制の整備を図った。令和3年度の検査件数は約26400件、検査収入は約2億8400万円で、前年度から約2億1900万円の増収となった。

3 微生物に関する検査

(1) 総括

主に、食品、飲料水、環境の微生物検査、工場等の拭取検査、砂場の回虫卵検査、牡蠣のノロウイルス検査を実施した。

(2) 個別内容

微生物検査のうち、食品部門の検査件数は、前年度と比較して、約2%の減少、飲料部門は約7%の減少、環境部門は約21%の増加であった。

4 放射性物質検査

前年度と比較して、検査件数は約13%、検査収入は約10%減少した。約1600件の検査のうち、その約57%が中国、約26%が韓国へ輸出される水産物であった。

5 異物検査

食品衛生検査の強化策の一環として、検査機器の整備変更を図るとともに、平成26年から異物検査チームを作り、食品や飲料水等の異物検査を開始した。令和3年度は、前年度と比較して、検査件数は5%増加したが、検査収入は約21%減少した。

6 飲用水等水質検査

(1) 概要

水道法、飲用井戸等衛生対策要領、公衆衛生法など各種法律等に基づく水質検査を行うことで、お客様が使用・供給する水が安全であることを確認した。そのため、水質検査にあたっては、信頼性のある値を迅速に提供することが第一と考え、水道GLP等の的確な運用や随時の見直しを実施している。また、水道関連では近年、夏季高水温時にカビ臭が県内東部地域で発生しているが、本年度は飯塚地域の貯水池で高濃度のカビ臭が発生したため当該浄水場での浄水処理が困難となり、数度にわたる臨時試験を実施した。

① 水道法第20条に規定する水道事業に係る検査

水道法第20条第3項により、厚生労働大臣登録機関として地方公共団体の委託を受け飲料水検査を実施した。検査件数、検査収入共に前年度と比較して、約5%減少した。主な原因は、前年度実施した北九州市の検査支援業務等が本年度は受託できなかったためである。

② 水道法第34条の2に規定する簡易専用水道検査

水道法第34条の2第2項により、厚生労働大臣登録機関として簡易専用水道及び小規模受水槽の検査を実施した。前年度と比較して、検査件数で約10%、検査収入で2%の増加となった。

③ 飲料水一般検査

ビル管理法、船員労働安全衛生規則に基づく飲料水等の水質検査や飲用井戸等の水質検査を実施した。前年度と比較して、検査件数は4%減少、検査収入は約12%減少した。

④ 飲料水以外の水質検査

遊泳用プールや浴槽水等の飲料水以外の水質検査を実施した。前年度と比較して、検査件数は約15%減少し、検査収入も約6%減少した。

(2) その他

水道事業体における水道水質の異常は、その影響が大きく迅速な対応が求められることから、24時間の緊急連絡体制を取っている。本年度は水道水源における異臭や魚の斃死並びにジアルジアの検出、水道水（給水栓）での需要者苦情対応などで、緊急対応件数は9件で全て迅速に対応できた。

7 環境に関する検査

(1) 概要

水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び下水道法など環境法令全般に係る検査を行う計量証明事業や環境及び排ガス中のダイオキシン類をごく微量濃度測定する特定計量証明事業を実施した。また、排水処理施設の処理工程検査や産業廃棄物や温泉水などの環境一般等に係る検査も行った。なお、環境検査について、測定値の信頼性という観点からISO/IEC 17025やMLAP（認定特定計量証明事業）の制度を取り入れている。

① 計量証明事業

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準を踏まえ、大気汚染及び河川、湖沼、海域等の水質及び底質等についての検査並びに水質汚濁防止法及び下水道法による特定施設からの排水について検査を実施した。前年度と比較して、検査件数で約2%減少し、検査収入は約8%減少した。

② 特定計量証明事業

大気や水質、底質等の一般環境及び排ガス中のダイオキシン類の測定検査を実施した。前年度と比較して、検査件数で約17%減少し、検査収入は約28%減少した。

③ 環境検査一般

排水処理施設等の処理工程を管理するための検査や土壌汚染状況調査等を実施した。前年度と比較して、検査件数で約8%増加し、検査収入で約35%増加した。増加の主な要因は、北九州市地下水概況調査をはじめ3件の案件を受注したことによる。

④ その他の業務

作業環境測定法第3条に規定する作業環境測定、廃棄物の性状を把握するために実施する産業廃棄物検査や温泉水検査等を実施した。前年度と比較して、検査件数で約33%増加したものの、検査収入は約22%減少した。減少の主な要因は、昨年度実施した福岡県下水道管理センターの業務が受託できなかったことによる。

8 品質保証活動

(1) 総括

登録検査機関としての責務を果たし、検査機関として高い信頼性を確保するため、ISO/IEC17025認証、MLAP（特定計量証明事業者認定制度）認証、食品GLP、及び水道GLP認定の維持に取り組んだ。

(2) 個別内容

① ISO/IEC17025認証の取組み

ISO/IEC17025における、すでに認証済みの4項目（食品、水質、土壌、廃棄物中のCs-134等の放射性核種測定試験、食品中の二酸化イオウ、サイクラミン酸の分析試験、及び環境水中のVOC（揮発性有機化合物）の測定試験）について、認証を維持するための取組みを行った。

各部門に対し、年間7回内部監査を実施し、ISOにおけるシステム運用状況（組織体制、マネジメントシステム、文書・記録管理、教育訓練、不適合及び是正措置等）の確認、検査実施とSOPの確認（受付、サンプリング、受領、検査方法、試薬・機械器具管理、検査結果・報告書、精度管理等）を行った。この監査結果及び改善状況は、毎月の品質会議で報告し、各部門への情報共有を図った。

② MLAP（特定計量証明事業者認定制度）認証の取組み

水質、大気、排ガス等についてのダイオキシン類検査業務の信頼性を確保するために内部監査を実施し、業務が適正に行われていることを確認した。

③ 食品GLPの取組み

食品、添加物、器具又は容器包装の検査の信頼性を確保するために、食品部門及び微生物部門の検査施設、機器管理、試薬管理、製品検査、さらに、試料採取についても内部点検を実施し、業務が標準作業書に従い適正に行われているかチェックし、信頼性確保を図った（計13回実施）。また、食品衛生法登録検査機関として、本年2月に九州厚生局の立入検査を受け、食品GLPに基づく検査の実施について確認が行われた。

④ 水道GLPの取組み

水質検査業務を行うに当たり、検査員の測定精度確認及び技術向上を図り、顧客の信頼を得るために、内部監査を1回実施し、業務が標準作業書に従い、適正に行われているかチェックし、確認を行った。

⑤ 精度管理

各部門の外部精度管理、内部精度管理については、次のとおりであった。

(食品部門)

精度管理実施要領に基づき、内部精度管理の実施と外部精度管理への参加により、検査の妥当性及び検査技術レベルの確認と向上を図った。

1) 外部精度管理

センターの検査技術レベルの確認と信頼性確保のために次の外部精度管理に参加した。

- a 厚生労働省が指定した機関（食品薬品安全センター秦野研究所）が実施する食品衛生外部精度管理調査（理化学6項目、微生物6項目、動物を用いる検査1項目の計13項目）
- b 日水製薬(株)が実施する細菌検査精度管理サーベイ（生菌数、大腸菌群数、大腸菌、及び黄色ブドウ球菌の4項目）
- c 日本分析センター及び日本冷凍食品検査協会が実施する放射性物質測定技能試験（玄米中のCs-134、Cs-137）

- d FAPAS(Fera Science Ltd)による、二酸化イオウについての Food Chemistry Proficient Test

2) 内部精度管理

検査の妥当性の確認と検査技術レベルの向上のため、日常検査での陽性対照試験（毎月15～20の理化学検査項目、麻痺性貝毒、Cs-134、Cs-137、一般細菌数について）、繰り返し測定（理化学検査8項目、麻痺性貝毒について）、及び同定試験（微生物検査4項目）を実施した。

(飲料部門)

検査の信頼性確保及び妥当性の評価とその確認、検査技術の向上を図るため、精度管理計画に基づき実施した。

1) 外部精度管理

- a 厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査（四塩化炭素、トリクロロエチレン、塩素酸）
- b 全国給水衛生検査協会が実施する飲料水検査精度管理調査（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、フッ素）
- c 全国給水衛生検査協会が実施する簡易専用水道検査外部精度管理調査

2) 内部精度管理

- a 濃度が明らかな特別な試料を用いて、定められた方法により検査する技能（水質基準項目について、標準作業書に定められた方法により定量下限値繰り返し測定及び変動率を確認、40項目）
- b 濃度を伏せた特別な試料を用いて定められた方法により検査する技能（揮発性有機化合物、塩素酸、フッ素及びその化合物、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸）
- c 通常の試料を用いて、標準作業手順書に定められた方法により水質検査結果の再現性を維持できる技能（マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、ホルムアルデヒド）

(環境部門)

検査の信頼性確保及び妥当性の評価とその確認、検査技術の向上を図るため、精度管理計画に基づき実施した。

1) 外部精度管理

- a 日本環境衛生センターが実施する「環境測定分析統一精度管理調査」（フッ素、COD、BOD、全リン、ホウ素）
- b 日本環境測定分析協会RAD I研が実施する放射能クロスチェック（Cs-134、Cs-137）
- c 福岡県環境計量証明事業協会が実施する外部精度管理試験（大腸菌群数、大腸菌数）
- d 日本環境測定分析協会UTA研が実施するダイオキシン類クロスチェック
- e 日本環境測定分析協会が実施したMLAP技能試験

2) 内部精度管理

VOC、全リン、全窒素ダイオキシンの分析について精度管理を実施した。

第3 収益事業報告

本所事務所の建替用地（空地）の一部を貸付することで事業者と協議を続けてきたが、事業者側の事情で事業が一旦取りやめとなったことから事業計画を見直すこととなった。